

豊かな暮らしを創る身近な「三重の木づかい」推進事業業務委託 業務仕様書

第1 目的

三重県では、令和3年10月に施行した「みえ木材利用方針」に基づき、県民の健康で快適かつ豊かな暮らしの実現を目指し、様々な場面での木材利用の推進に取り組んでいます。

日常生活における木材利用を推進するためには、県民が気軽に木づかいに取り組むことができる環境が重要であることから、本事業において、県産材を使用した魅力的な生活用品を充実させるとともに、身近に県産木製品に触れることができる機会の提供を行います。

また、木製品を使う意義や森林の大切さを学ぶツアーの実施等により、木づかいの意識の醸成にも取り組み、日常生活で当たり前のように木材が使われる社会づくりを目指します。

第2 委託業務名

豊かな暮らしを創る身近な「三重の木づかい」推進事業業務委託

第3 委託期間

契約の日から令和7年3月19日（水）まで

第4 委託業務の内容

1 県産木製品コンテストの開催

以下のとおり、日常生活において使用する魅力的な県産木製品の製作者を表彰するコンテストを開催するため、受託者は以下の業務を実施すること。

(1) 準備

ア 募集部門決定への助言

今年度は、「家具・インテリア部門」「おもちゃ部門」「小物・雑貨部門」「一般部門（商品として販売していない作品の部門）」の4部門を開催することを想定している。

一般部門の名称及び詳細の決定について、委託者に助言を行うこと。

イ 募集要項の作成への助言

委託者が作成するため、助言を行うこと。

ウ 募集チラシの作成

募集チラシのデザインを委託者と協議により決定のうえ、1,000部（A4両面カラー）を委託者に納品すること。

(2) 募集

受託者は、多くの木製品のエントリーのため、SNSの利用やチラシの配布等、工夫して募集を行うこと。なお、募集期間は7月中旬～9月中旬の2か月程度を想定している。

(3) 応募作品の審査

以下のとおり、県民審査及び審査会を実施すること。

なお、実施の順番は、10月5日に県民審査を実施し、その後、10～12月の間に審査会を実施することを想定している。

ア 県産木製品コンテストの県民審査の実施

(ア) 概要

令和6年10月5日（土）10時00分～16時00分に志摩市阿児アリーナのオーシャンホール（志摩市阿児町神明 1074 番地 14）にて本県が開催する「森林フェスタ」（3,000 人来場想定）において、1の応募作品を会場に展示し、来場者による県民審査を実施すること。

(イ) 実施内容

受託者は、実施要領等の作成、応募者と応募作品の会場への搬入の調整、会場への陳列、県民審査の実施及び会場からの応募作品の搬出を行うこと。

なお、搬入に要する費用については、各応募者が負担するものとし、民間事業者等による配送や持参等を想定している。

また、公平な審査のため応募者は会場への出席は求めないものとする。必要に応じて作品の破損、盗難に対する保険へ加入すること。

(ウ) 応募作品の取り扱い

審査会をイのとおり津市内の会議室等で別途実施することを想定しており、その際にも現物審査を行うため、応募作品は審査終了まで応募者から借りることを想定している。そのため、応募作品の運搬、保管を受託者で行うこと。

(エ) その他

実施に当たっては、オーシャンホール内に 3.6m×2.7m×6 小間のスペースを確保しているため、この範囲内で実施すること。なお、当該スペースは2の普及啓発イベントでも利用する。

その他の会場使用条件は以下のとおり。

- ・会場の借り上げ費用は負担不要
- ・机 (1.80m×0.45m 程度)、椅子 (一人がけ)、パーテーション (W0.90m×H2.10m) が無料で使用可能 (設置・撤去は県が行う)
- ・床には養生シートあり (設置・撤去不要)
- ・会場準備は 10 月 4 日 (金) 9 時から 21 時まで可能
- ・撤去は 10 月 5 日 (土) 21 時まで可能

イ 審査会による審査

(ア) 審査員候補者の提案

入賞作品を選定する審査員候補者を森林・林業、木材産業、消費者関係団体、学識経験者等から 5 名程度提案すること。

また、委託者が審査会実施要領及び審査基準を作成するため、助言を行うこと。

※参考

みえの木製品コンテスト 2023、2022 募集要項

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001091909.pdf>

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001029151.pdf>

(イ) 報償費の目安

本事業費に、審査員の報償費及び旅費を含むものとし、報償費の目安は以下のとおりとする。

区分	金額
大学・短期大学等の教授、またはこれに準じる者	12,000 円/時間
大学、短期大学等の准教授又はこれに準じる者	10,000 円/時間
その他学識経験者	5,000 円/時間

(ウ) 審査会の補助等

受託者は、審査会の司会、運営及び進行の補助を行うとともに、議事録（任意様式）を作成し、委託者に提出すること。

また、(3) ア (ウ) で保管した応募作品の審査会会場への運搬、応募者への返却を行うこと。

(4) 表彰式の開催

入賞作品の応募者等を表彰する表彰式を開催すること。開催時期は 12 月～2 月の間を想定している。なお、表彰式で使用する賞状、賞状盆、白手袋、記章リボン及び席札は委託者が準備する。

2 普及啓発イベントの開催

(1) 概要

県産材を多くの県民に利用してもらうため、前述の「森林フェスタ」において、過年度の木製品コンテストやみえの木建築コンクール受賞作品及び夢のアイデア等の展示等を実施する。なお、展示に当たっては、1 (3) ア (エ) に記載した 6 小間の範囲内で実施する。

(2) 実施内容

受託者は、県産材を多くの県民に利用してもらうための県産材 PR ブース等を企画、実施すること。なお、過年度の木製品コンテスト入賞作品の展示を必須とする（委託者が準備、運搬する）。

また、多くの来場者を当ブースに呼び込むとともに、1 (3) アの県民審査に多くの参加が得られるよう工夫をすること。

なお、ブースに加え、ステージイベントも開催可能な場合がある。

3 木製品の夢のアイデア募集

(1) 概要

潜在的な木製品のニーズを掘り起こすため、一般県民の方を対象に「これが木材で作られていれば」という木製品の夢のアイデアを募集する。

(2) 実施内容

受託者は、募集チラシの作成、委託者への納品 (A4 両面カラー 1,000 部)、配布の協力、応募窓口、応募者へのノベルティの送付を行うこと。なお、募集期間は 8 月頃～2 月頃で、計 100 件程度の応募を想定している。

(3) その他

- ・チラシの紙質は、鉛筆での記入に適した用紙とする。

- ・ノベルティは委託者が作成し、受託者に支給する。
- ・応募アイデアのとりまとめや加工等は不要とする（応募時の媒体で委託者に提出すること）。

4 木製品を題材としたツアーの開催

(1) 概要

1のコンテスト入賞作品を題材とした、木づかいの意義や森林の大切さが学べる無料のツアーを1回開催する。

(2) 実施内容

受託者は、ツアー行程案の提案、募集、応募受付、応募者への連絡、ツアー当日の運営、進行、講師謝金等の支払いを行うこと。

なお、題材としなかった入賞作品についても、ツアー参加者に展示、紹介等を行いPRすること（委託者が準備、運搬する）。

(3) その他

- ・会場は森林公園や入賞者の工房等を想定
- ・3月の開催を想定
- ・時間は半日程度とする
- ・募集対象は親子（子は小学生程度）とする
- ・募集人数は計20名程度とする
- ・講師は3名程度を想定

5 三重県「木づかい宣言」登録事業者店舗等における展示

1のコンテスト入賞作品を、三重県「木づかい宣言」登録事業者の事務所や店舗等で展示するため、受託者は、各作品の紹介や購入方法を記載した名刺カード（55mm×91mm程度、片面カラー）を作成、印刷し委託期間内に納品すること。枚数は、計1,000枚程度を想定している。また、過年度の名刺カードのai（アドビイラストレーター）データを委託者から提供する。

※参考：三重県「木づかい宣言」事業者登録制度 紹介ホームページ

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/05/ci500014342.htm>

6 パンフレットの作成

三重の木づかいを普及するためのパンフレット（A4フルカラー36ページ以上）を作成し、データとともに委託期間内に1,000部納品すること。

内容については、木製品コンテスト及び別途実施しているみえの木建築コンクールの入賞作品の情報（どちらも令和4～6年度の結果を掲載すること）の他、木づかいの意義や森林の大切さが分かるような内容とすること。なお、令和4～5年度の作品情報や写真及びパンフレットデータは委託者が支給する。

※参考：みえの木建築コンクール入賞作品 紹介ホームページ

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/m0116700165.htm>

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/m0116700222.htm>

7 その他

(1) 業務内容の決定について

募集要項や募集方法等、本仕様書に記載のない事項に関しては、実施前に委託者と協議のうえ決定することとする。

(2) 成果物について

委託業務として実施した内容を取りまとめ、委託業務完了報告書（30ページ程度）として提出すること（冊子1部及び電子データ1部（CD-R等））。なお、具体的な活動の日時、実施内容等が確認できるものとし、報告書の様式は任意とする。また、業務終了後において、委託者が6の業務により制作されたパンフレットを自ら利用する際は、委託者及び委託者が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいう。）できるものとする。

(3) 委託者と受託者の業務区分

当該業務を行う上での役割分担は、別記のとおりとする。

(4) 個人情報の保護

応募者の情報（住所、氏名、所属等）を別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に従って適切に管理すること。

(5) 関係書類の保管

本業務実施に関する関係書類については、業務終了後5年間は保管すること。

第5 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

第6 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

1 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
- (2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- (3) 委託者に報告すること。
- (4) 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

2 契約締結権者は、受託者が1(2)又は(3)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

別記

業務	委託者の役割	受託者の役割
県産木製品コンテストの開催	<p>募集</p> <p>募集要項の作成 審査会実施要領及び審査基準の作成 応募様式の作成 募集チラシデザインの決定 関係団体（市町・林業関係団体等）への情報提供、チラシ配布 募集情報の掲載（県HP等）</p>	<p>募集要項、審査会実施要領、審査基準及び応募様式案の作成に係る助言 募集チラシデザインの作成、印刷 関係団体への情報提供、チラシ配布 応募受付窓口業務 応募書類のとりまとめ</p>
	<p>県民審査</p> <p>会場の確保 実施要領の決定 会場への陳列の補助 県民審査の準備、実施の補助</p>	<p>実施要領の作成 応募作品の会場への搬入の調整 会場への陳列 県民審査の準備、実施 応募作品の搬出の調整</p>
	<p>審査会</p> <p>審査員の決定 会場確保 審査会当日資料内容の作成、印刷 審査会当日司会、運営、進行 応募作品搬入・搬出の補助</p>	<p>審査員候補者の提案 審査員への連絡、調整、依頼 会場使用料支払事務 審査員への謝金、旅費支払事務 審査会当日司会、運営、進行の補助 応募作品搬入・搬出・保管・返却 審査会議事録の作成</p>
	<p>表彰式</p> <p>受賞者への連絡、調整 表彰式会場確保 表彰状の作成 表彰式シナリオの作成 表彰式の設定、運営の補助 受賞者及び表彰式開催状況の広報</p>	<p>会場使用料支払事務 表彰式シナリオ作成に係る助言 表彰式の設定、運営、司会</p>
普及啓発イベントの開催	<p>県産木製品の展示等</p> <p>会場の確保 県産材PRブース等の企画、準備、運営の補助</p>	<p>県産材PRブース等の企画、準備、運営</p>

夢のアイデア募集	募集・広報	募集チラシデザインの決定 関係団体（市町・林業関係団体等）への情報提供、チラシ配布 募集情報の掲載（県HP等） アイデアの広報（県HP、SNS等）	募集チラシデザイン案の作成、印刷 関係団体への情報提供、チラシ配布 応募受付窓口業務 参加ノベルティの配付
木製品を題材としたツアーの開催	募集	ツアー行程の決定 募集情報の掲載（HP等） 募集に係る広報（市町・林業関係団体等）	ツアー行程案の提案 応募フォームの作成 募集に係る広報 応募の受付、取りまとめ 応募者への連絡
	運営	ツアーの運営、進行の補助	ツアーの運営、進行 ツアーの実施に必要な講師謝金等の支払事務
木づかい宣言事業者店舗等への展示	展示	木づかい宣言事業者への照会、調整 展示品の調達、展示	展示作品の説明名刺の作成、印刷
パンフレットの作成	作成・印刷	データ等の提供 デザイン・内容の決定	掲載に必要な取材の実施 デザイン・内容案の作成（校正3回以上） 印刷、納品
全般		応募者、関係団体への情報提供 受託者への情報提供	委託者から求められる助言ならびに資料作成にかかる支援

上記に明記の無い事項に関しては、委託者、受託者間で協議を行い、双方協力して円滑な運営を目指す。